

多可町就学前教育・保育のあり方への提言（答申）

平成23年8月17日

多可町就学前教育・保育検討委員会

目 次

多可町就学前教育・保育のあり方への提言

1	めざす子ども像について	1
(1)	就学前におけるめざす子ども像	1
(2)	めざす就学前教育・保育の姿	1
2	今後の就学前教育・保育についての基本的な考え方	2
3	子育て支援のあり方について	3
4	保育サービスのあり方について	4
(1)	長時間保育（延長保育）	4
(2)	一時預かり	5
(3)	乳児保育	5
(4)	休日保育	6
(5)	夜間保育	6
(6)	病児・病後児保育	6
(7)	通園バス	7
(8)	給食サービス	8
(9)	(通常)預かり保育	9
(10)	保育料金	9
(11)	夏休み等の長期休業期間について	10
(12)	職員配置について	11
5	地域の実態や幼保一元化の流れを考慮した中区の諸施設の適正配置について	12

参考資料

諮問書	15
答申書	17
多可町就学前教育・保育検討委員会設置要綱	18
多可町就学前教育・保育のあり方への提言策定の経緯	19
多可町就学前教育・保育検討委員名簿	20

1 めざす子ども像について

(1) 就学前におけるめざす子ども像

《現状及び検討内容》

平成7年度には303人であった新生児の数が平成22年度には127人に減少し、多可町においても少子化が一段と進んでいます。このような中で、就学前教育・保育の各施設においては、施設ごとに独自の方針を掲げ教育保育活動に取り組んできました。めざす子どもの姿については、施設ごとに多様であり町全体で統一されていなかったため、町全体として長期的なスパンに立った子どもの育成を図っていく必要性があります。

そこで、多可町における就学前における「めざす子どもの姿」について検討課題としました。

《検討結果》

「豊かな心をもち、多可町の自然にふれ、ひとり、主体的に遊ぶ子ども」

(2) めざす就学前教育・保育の姿

《現状及び検討内容》

自然環境を生かした就学前の取組として、教育委員会事務局が平成22年10月には鳥取県智頭町で活動されている、森のようちえん「まるたんぼう」を視察しました。そこで、次のことを、自然の中での活動をとおして実感されていることがわかりました。

自然の中で活動させることで、体力が付き逞しい子に育つこと

就学前の幼稚園・保育所（園）では活動にひたらせることが重要であること

活動にひたらせることで集中力が付き、小学校でも不適応を起こさないこと

多可町内でも、兵庫県下で初めての森のようちえん「にじの子」が町内の豊かな自然を生かして活動されています。この活動に学び、多可町の就学前教育・保育に生かすことが、めざす子ども像「豊かな心をもち、多可町の自然にふれ、ひとり、主体的に遊ぶ子ども」の実現に繋がると考え、検討課題としました。

《検討結果》

めざす子ども像「豊かな心をもち、多可町の自然にふれ、ひとり、主体的に遊ぶ子ども」の実現に向けて、各園が豊かな自然体験研修事業として教職員の資質向上につなげることが必要と考えます。具体的には、自然の中での環境設定の仕方や教職員の支援の在り方などを研修で深めることが必要と考えます。例えば、教職員研修の一環として「森のようちえん」の活動を通して研修します。

2 今後の就学前教育・保育についての基本的な考え方

《現状及び検討内容》

多可町の就学前教育・保育について課題とされていることは以下のとおりです。

- (1) 就学前教育・保育対象幼児の継続的な減少
- (2) 町内どこでも同等の就学前教育・保育サービスの享受(民間保育所のこども園化)
- (3) 就学前保育を担っている実績ある民間保育施設との共存
- (4) 国の制度改革「子ども・子育て新システム」への対応
- (5) 円滑な義務教育への移行
- (6) 町内のすべての保育士・幼稚園教諭の資質向上と安定的雇用
- (7) 子育て支援の充実
- (8) 民間保育所の耐震化や施設拡充による施設建て替えに対応する予算措置の必要性
- (9) 特別に支援を要する子へのきめ細やかな対応
- (10) 多可町教育ビジョンの実行

このような課題を解決するために「今後の就学前教育・保育についての基本的な考え方」を検討課題としました。

《検討結果》

将来の幼保一体化を視野に入れた就学前教育・保育の充実を図るために以下の原則にもとづいて進めることが望ましいと考えます。

**各園、町及び教育委員会は保護者への説明責任を果たす
少子化対策の重要な施策として幼保一体化を推進する**

- (1) 各園は、多可町教育ビジョンを考慮した適切なカリキュラムを編制し、義務教育への円滑な接続に努める
- (2) 各園は、保育・教育活動の検証と情報公開に努める
- (3) 各園は、子育て支援の機能を強化する
- (4) 各園は、原則として3歳児から5歳児までの幼稚園及び0歳児から5歳児までの保育所とする
- (5) 町は、私立各園のこども園化にあたって補助金制度を導入する
- (6) 町は、国の制度改革の動きに対応し、公立園の運営について検討する
- (7) 町は、国基準及び県基準での適正かつ必要な職員の配置に努める
- (8) 町は、保護者の経済的負担を軽減する措置をとる
- (9) 教育委員会は、教育・保育職員等の研修に対して公立私立問わず積極的に支援する
- (10) 教育委員会は、検証委員会等を組織して、定期的に就学前教育・保育の進捗状況を検証する

3 子育て支援のあり方について

《現状及び検討内容》

多可町では、子育てに関する悩み相談や子育てグループの育成を通して、家庭や地域の教育力を高め、心身共に健全な子どもの育成を図ることを目的として子育てふれあいセンターを設置し、子育て相談、子育てに関する資料や情報の収集及び提供、子育てグループの育成、並びに講演会や学習会等の開催を行っています。

中子育てふれあいセンター(中児童館内)、加美子育てふれあいセンター(きた公民館)及び八千代子育てふれあいセンター(キッズランドやちよ内)の3つのふれあいセンターがありましたが、平成22年度より拠点施設である八千代子育てふれあいセンターに職員を集約した上で、多可町子育てふれあいセンターとして他の2つのふれあいセンターに職員を派遣しています。

また、保育所及び幼稚園においては園庭開放や就園・未就園に関わらず育児相談等の子育て支援を行っています。

課題としては、未就園家庭の状況把握が不十分であること、ボランティアの人材確保などが挙げられます。

子どもたちの健やかな成長には、乳幼児期から保護者に対して子育て支援を行うことが大切であることや、実際に子育て支援を利用している割合がまだまだ少ないことから「子育て支援について」を検討課題としました。

《検討結果》

(1) 子育て支援を必要とする家庭の状況把握と情報提供など

今後とも、健康福祉課と連携し、母子健康手帳交付時や各年齢の健診・育児教室の際にチラシを配布するなど子育てふれあいセンターの活動を積極的にPRし、全ての就学前乳幼児の保護者が子育てふれあいセンターを利用できる機会を設ける必要があると考えます。

また、携帯電話等を利用した子育てネット(仮称)の登録を進め、様々な子育て支援情報を提供することが望ましいと考えます。子育て支援活動の様子はケーブルテレビやインターネットを通して各家庭に配信することが必要と考えます。

さらに、各園での子育て相談日の定例化を進めるとともに、家庭相談員などの活用も進めることが必要と考えます。

(2) 関係機関とのネットワークの構築など

子育てふれあいセンターと病院、保育所・幼稚園、小学校、主任児童委員・民生児童委員、家庭相談員及び保健師等とのネットワークの構築を検討することが必要と考えます。

(3) 子育てボランティア登録制度など

子育てふれあいセンターの行う事業や町の主催する子育てに関する事業における保育

等の業務の支援について、子育てに関する経験等を有し、ボランティア活動を希望する人を登録する制度を創設することが必要と考えます。また、社会福祉協議会とも連携し、町全体の子育て支援の向上を目指す必要があると考えます。加えて、子育て支援に次世代を担う中高生ボランティアの活用を積極的に推進していくことが望ましいと考えます。

(4) 保健師の配置

子育て支援主管課に保健師を配置することが必要であると考えます。

4 保育サービスのあり方について

(1) 長時間保育（延長保育）

《現状及び検討内容》

長時間保育とは、通常の保育時間を超えて児童を預かる保育のことをいいます。現在、町内では 18:30～19:00 を延長保育として 6 箇所全ての保育所で実施しています。

長時間保育の利用状況については、入所児童の母親のパート勤務が多いことや祖父母の協力などにより、通常保育時間内での利用が多く、長時間保育の利用者は少ない傾向にあります。（昨年度公立保育所で延べ 207 人利用）

ただ、祖父母等と同居、近居が多い多可町で、縁故者がいない方、祖父母も就労しているなどで協力が得られない方や就労時間も多様化により、ニーズは高いです。

しかし、保護者の就労時間の長時間化、核家族化など、「社会の流れに伴う長時間保育のあり方」を検討課題としました。

《検討結果》

ア 保育時間

- ・児童の望ましい生活リズムの確保、親子の関わりの視点から、現在の 7:30 から 19:00 までの保育時間が適当であると考えます。

イ 実施園

- ・町内の全保育所で実施しており、現在のニーズからは、現状で満たされていると考えられます。

【語句説明】

長時間保育

長時間保育は、通常の保育時間（8時間）を超えて、児童を預かる保育のことをいいます。当町の場合は、原則保育時間終了時～午後6時30分までを「長時間保育」といいます。

延長保育

基本の開所時間である11時間を越えて保育を延長すること。

当町の場合は、開所時刻7:30、閉所時刻19:00、で18:30～19:00までの30分が延長保育サービスです。

(2) 一時預かり

《現状及び検討内容》

一時預かりとは、保護者の病気や出産などにより一時的に児童の保育ができない場合や保護者が週に2・3日だけ働いている場合、保護者の育児不安の場合等に、保護者からの申し出により行う、一定期間、一定の時間の保育をいいます。

現在、一時預かり保育実施園は6箇所全ての保育所で実施しており、利用年齢は1歳以上となっています。利用状況は年度ごとに増減があります。利用者の実態等から「一時保育のあり方」を検討課題としました。

《検討結果》

ア 実施園

- ・現在はすべての保育所で一時預かりを実施していることから、一時保育に対する要求を満たしていると考えられます。今後は保護者のニーズを把握し、保育所の可能な対応を協議しながら、利用時間・料金の設定を現状より柔軟にすることも必要だと考えます。
- ・確実に受け入れが出来る保育所を確保する必要があります。

イ 保育の対象者

- ・利用年齢の引下げとともに緊急の場合や里帰り出産等を考慮して、本町に住所がない者の受入れも行っていることから現状どおりでよいと考えます。

(3) 乳児保育

《現状及び検討内容》

本町の乳児保育は、6か所のすべての保育所で実施しています。公立は生後8か月から、私立も概ね生後8か月からとしています。あさか保育園・四恩保育所は生後6~7か月児、みどり保育所は生後2か月児からの入所希望があれば相談に応じています。

なお、生後8か月と定めているのは、離乳食から栄養を取ることができ、つかまり立ちができる頃を目安としています。

乳児期は親子の「絆」形成の基盤となる時期であり、生後まもなくの受入れについては問題も考えられますが、入所の低年齢化を望む保護者の声に対応するため「乳児保育のあり方」を検討課題としました。

《検討結果》

ア 実施園

- ・現在は利用者数と実施園数で要求を満たしていると考えます。

イ 保育の対象者

- ・受入れの年齢については、離乳期に入り、座位を維持できる頃からも一つの考え方がありますが、人見知りの個人差も考慮して、現状どおり原則8か月児からとするのがよいと考えます。

(4) 休日保育

《現状及び検討内容》

休日保育とは、保護者の就労等の事情により、休日（日曜・祝祭日）に児童を預かり、保育を実施するものです。現在は町内にこのサービスを行う保育所はありません。

核家族化の進行や休日勤務の保護者があることから、休日保育の実施が望まれます。本町においては、休日に勤務している保護者の中には、両親ともに会社員という家庭は少なく、家族の支援や託児所等に依存しているのが現状です。このような状況から「休日保育の実施について」を検討課題としました。

《検討結果》

ア 実施の必要性

- ・休日保育は、子育てと就労の両立のためには必要な保育サービスであると考えます。しかし、休日は、親子が関わる時間が長く、良好な関係を築く大切な時間です。したがって、今後は、ファミリー・サポート・センターの設立などを視野に入れた検討も必要と考えます。

【語句説明】

ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助ができる人（援助会員）からなる会員組織で、仕事の都合、休養、急病などで原則一時的に子どもをみることができなくなった時に、依頼会員に代わって援助会員が有償ボランティアにより保育園の送迎や預かり保育を行います。

(5) 夜間保育

《現状及び検討内容》

夜間保育とは、夜間、保護者の就労等により保育に欠けるため、保育を実施するものです。本町では実施していませんが、実施している自治体では保育時間は、午前 11 時から午後 10 時までの 11 時間となっています。

就労形態が多様化し、看護師など夜間勤務に従事する保護者の実態もありますが、現在は本町では実施していないことから「夜間保育の必要性について」を検討課題としました。

《検討結果》

ア 実施の必要性

- ・保護者への就労支援は重要であると考えます。保育の実施に当たっては、保育士の勤務体制、保育の実施に際しての安全性の確保、入浴等の施設設備の整備、近隣の理解などの諸問題が考えられます。当面は実施する必要はないと考えますが、今後の課題として検討が必要であると考えます。

(6) 病児・病後児保育

《現状及び検討内容》

病児・病後児保育とは、児童の保護者が勤務等の都合により看護を行うことができないと

きに、病院・保育園に併設した専用の施設で、病期中（病児）や病気の回復期（病後児）にあり集団生活が困難な児童を、一時的に預かることです。看護師・保育士が看護・保育に携わります。

保護者がフルタイムで働いていて、子どもが病気になったときに仕事を休むことができず児童の看護に困る世帯にとっては、病児・病後児保育に対するニーズは高いものとなっているようです。

子どもの病気は保護者にとって重要な問題であり、生活の基盤となっている就労を継続するためには必要な支援であることから、「病児・病後児保育の実施について」を検討課題としました。

《検討結果》

ア 実施の必要性

- ・本町においては、平成22年度から町内で1か所の保育所において病後児保育を実施しておりますが、利用者は少ない状況であります。（平成22年度の利用者は13名）しかし、当該支援が必要な世帯にとっては、非常にニーズの高いものであると推察されます。病児保育は現在行われていませんが、今後は町内医療機関への委託、協力を要請するなどの方法を検討することが考えられます。

(7) 通園バス

《現状及び検討内容》

台 数：通園バスは現在中区3台、加美区2台、八千代区3台で、計8台で運行を行っております。

利用年齢：中区、加美区では満1歳以上、八千代区では満2歳以上となっております。

運行時間：登園、降園に合わせて設定しており、いずれも運行委託によりサービスを提供しております。なお、松井幼稚園と杉原谷幼稚園では登園は小学生とともに集団登園し、降園のみバス利用しております。

利 用 率：保育所 36.1% 幼稚園 64.8% 計 47.1%

保育所における土曜日の通園バス利用については、園で1人の場合もあります。

料 金：保育所 1,300円/月、幼稚園 無料 計 3,040千円

周辺市町では3,700円から2,500円（往復）を、維持費として全児から徴収する市町もあります。

現在、通園バスの運行にかかる費用として町からは、年間約35,500千円を支出しております。（利用者一人当たりの事業費は46,679円/年 4,007円/月）使用料を差し引きすると、年間約32,400千円の町費負担となっており、国基準の保育料徴収額が152,700千円でありますので、約21%に相当します。

受益者負担率は8.6%。町負担は91.4%となっています。利用者負担の原則からすると、不平等感があるため「通園バスのサービスについて」を検討課題としました。

参考資料

利用者負担率 = 年間徴収金 / 年間経費 (町負担 32,435,653 円)

$$3,040,700 \text{ 円} / 35,476,353 \text{ 円} = 0.086$$

1 人年当たり経費 = 年間経費 / 幼保児童数計

$$35,476,353 \text{ 円} / 760 \text{ 人} = 46,679 \text{ 円/人}$$

1 人月当たり経費 = 年間経費 / 延べ児童数計

$$35,476,353 \text{ 円} / 8,854 \text{ 人} = 4,007 \text{ 円/人}$$

1 人年当たり経費 = 年間経費 / 幼保利用児童数計

$$35,476,353 \text{ 円} / 351 \text{ 人} = 101,072 \text{ 円/人}$$

《検討結果》

ア 運行

- ・ 平等な登園機会の提供の観点から、全地域で通園バスを利用できるよう現行のバスの運行を維持します。地区によっては、登園に要する時間が長くなりすぎないように、できるだけ幹線道路を通行するように改めるのがよいと考えます。また、土曜日の運行については、利用が少ないことから、廃止又は、減便の検討を行う必要があると考えます。

イ 受益者負担

- ・ 幼稚園児の利用に対しても、受益者負担を求める必要があると考えます。(平成 23 年度より実施済。)

ウ 料金

- ・ 金額については、一人当たりの経費が約 4,000 円ではありますが、コミバスの小人料金が町内利用 1 回 50 円であることを基本に考えます。保育所の開所日数は月平均 25 日ですが、土曜日の利用が少ないことを勘案し、1 週間 5 日利用して一月 20 日の利用として次のとおりとするのがよいと考えます。

$$2,000 \text{ 円/月(片道利用は 1,000 円/月)}$$

(平成 23 年度より実施済。)

エ 利用年齢

- ・ 安全上の配慮から原則満 2 歳以上とするのがよいと考えます。(平成 23 年度より実施済。)

(8) 給食サービス

《現状及び検討内容》

幼稚園については給食センターからの配送によりサービスを提供し、保育所では離乳食を提供する関係から自園方式で給食サービスを提供しております。料金は、保育所の利用料金に含まれており、中区と加美区の幼稚園は 3200 円 / 1 人/月、八千代区は 3000 円/1 人/月となっております。八千代区では、主食を各家庭から持参することとなっております。又、保育所給食の献立については、専任の栄養士が配置されていない為、調理員

による献立委員会によって作成しており、健康福祉課の栄養士による指導を受けているところではありますが、課題が多くあり、調理員のスキルアップが求められているところであり、「給食サービスについて」も地区により差異、献立の作成に課題があることから検討課題としました。

《検討結果》

ア 実施の必要性と料金設定

- ・給食サービスについては、自園方式を基本としながら中町幼稚園についてはこれまでの経緯を踏まえ、給食センターからの提供するのがよいと考えます。また、給食費については、一律3,200円/1人/月とするのがよいと考えます。
- ・幼保一体化施設は、主食は3歳から持参し、幼稚園部の給食費は3,000円/1人/月とするのがよいと考えます。(平成23年度より実施済。)

イ 献立作成

- ・県健康福祉事務所栄養士と健康福祉課栄養士に献立作成について更なる指導を仰ぎ質の向上を目指すとともに、町で1人以上の栄養士を正規採用することを目指すのがよいと考えます。

(9) (通常)預かり保育

《現状及び検討内容》

中区は幼稚園での預かり保育、加美区は杉原谷幼稚園児が杉っ子会館での学童保育、松井幼稚園児は松井っ子クラブでの学童保育、キッズランドやちよは八千代幼稚園の預かり保育をそれぞれ実施しております。利用料金は町内一律6000円/1人/月となっています。夏休みは16000円/1人/月(8月のみ利用は、12000円)冬休みは4000円/1人/月、春休みは5000円/1人/月となっています。また、土曜日の利用は別料金として1回400円とし、月あたり最大1000円となっています。利用園児は中区と加美区は半数以上と高く、八千代区は3割弱と低い状況です。しかし、幼保一体化施設での幼稚園の預かり保育は、趣旨を踏まえると保育所での保育とすることが望ましいと考えられることから「預かり保育について」を検討課題としました。

《検討結果》

- ・幼保一体化施設については廃止するのがよいと考えます。(平成23年度より実施済。)
- ・中町幼稚園預かり保育は私立保育所の施設整備により5歳児の受入が可能となった時期をもって廃止するのがよいと考えます。

(10) 保育料金

《現状及び検討内容》

幼稚園は4000円/1人/月(4歳/5歳児)6000円(3歳児)としています。また、保育所は国基準の90人定員保育所での保育料の9割とし、1割を町費にて補助しています。保護者の

前年の所得に応じ、11階層に区分し徴収しています。

公立保育所では保育料の8割を人件費（正規職員の人件費の約4割相当）に充当し、1割を児童措置費として一般生活費（一般生活費の2割～3割程度）に、さらに1割を児童施設費として施設の管理費に充当しています。また、3子以上の世帯（18歳未満）にかかる保育料はその3分の1とし、3分の2を町費で補助しています。しかし、将来の認定こども園化を考慮すると、サービス体系に応じた公平な料金負担の設定が望ましいことから「保育料金について」を検討課題としました。

《検討結果》

ア 料金設定

- ・現状のとおりとし、第3子以降の保育料1/3制度は存続します。しかしながら、国の動向を踏まえての対応が必要と考えます。
- ・預かり保育を廃止した場合のシミュレーションを行う必要があると考えます。（シミュレーションを行った結果、平成23年度より特例措置として暫定的に町内保育所通所の5歳児の保育料の上限を16,500円に設定した。）

(11)夏休み等の長期休業期間について

《現状及び検討内容》

幼稚園については中区及び加美区の幼稚園は長期休業日を小学校に準じて設定しております。（春季：3月25日～4月6日、夏季：7月21日～8月31日、冬季：12月25日～1月7日）八千代区の八千代幼稚園については保護者の要望に応える形で短く設定しております。（春季：3月30日～4月5日、夏季：8月12日～8月16日、冬季：12月28日～1月4日）

保育所については、年末年始のみが休業期間となっています。（12月28日～1月3日）

幼稚園の長期休業日の設定については、地区により差異があることから「夏休み等の長期休業期間について」を検討課題としました。

《検討結果》

ア 幼稚園の長期休業日

- ・幼稚園の長期休業日の期間については、保護者・子どものニーズ、保育者の研修等勘案しながら、独自に期間を設定する必要があると考えます。ただし、小学校の長期休業期間に準じない場合、午前中保育ならば可能であるが、通常保育となると給食が必要となり、中給食センターで給食を作る必要があると考えます。（平成23年度より実施済。春季休業期間を3/25～3/31・4/1～4/6、夏季休業期間を8/5～8/18、冬季休業期間を12/28～1/4とした。）

イ 保育所の長期休業日

- ・保育所の休業期間は現行どおりでよいと考えます。（12月29日～1月3日）

(12)職員配置について

《現状及び検討内容》

幼稚園では国の基準35人以下に1人の幼稚園教諭を配置することになっておりますが、町の基準で30人以下に1人の幼稚園教諭を配置するとともに、副担任として1名の助教諭を配置しています。

保育所の保育士については以下の通り国の基準に基づき、配置しています。

- 1歳未満の乳児にはおおむね3人につき1人の保育士
- 3歳未満児についてはおおむね6人に1人の保育士
- 3歳児についてはおおむね20人に1人の保育士
- 4歳以上についてはおおむね30人に1人の保育士

キッズランドの保育園部では、この保育士の配置基準に加え、年齢別にクラス編成をしております。また、加配については町の独自基準として障害児1人に対して加配保育士1人を配置しています。また、軽度障害児については、軽度障害児数を、総園児数の8%（国の調査で6～12%の割合で見受けられる）と推定し、軽度発達障害児5人につき加配保育士1人を配置しております。さらに、延長・週休対応として各園に各1人を配置するとともに、主任保育士及び所長を各施設に1人それぞれ配置しています。

養護教諭については、国の職員配置基準では、置くように努める職員となっており、現在では、1人の職員で3幼稚園と1幼保一体化施設で4つの施設、約300人の児童を担当することとしており、十分な配置とは言い難い状況であります。

平成21年度の途中入所児童のうち、0歳児が約33%、1歳児が約25%、2歳児が約22%となっています。低年齢の途中入所の希望者は多い反面、受け入れるためには最低基準を満たす保育士の確保が必要です。年度途中の保育士採用は、公立私立とも困難を極めており、近隣市へ入所せざるを得ない場合もあります。特に公立では人事・予算等の関係上、途中採用が困難であり4月当初は児童の途中入所を見越した職員配置となっています。近年利用園児の低年齢化がみられることから、現状の「職員配置について」を検討課題としました。

《検討結果》

ア 幼稚園の教諭配置

- ・現状どおりでよいと考えます。

イ 保育所の保育士配置

- ・国基準に基づき配置することとし、キッズランドやちよの保育園部のように年齢別のクラス配置とするのがよいと考えます。また、町独自の障害児等への加配の配置や延長・週休対応として各園に各1人の保育士の配置、さらには主任保育士及び所長を各施設に1人ずつの配置を継続するのがよいと考えます。

また、幼保一体化施設内の幼稚園教諭と保育士の相互支援をより図るために兼務発令の検討を行う必要があると考えます。さらに、途中入所に対応するため、以前、旧八千代町で実施されていた保育士、調理員の登録制度を検討する必要があると考えます。

また、養護教諭の配置については、町内で1人という状況を改め各幼稚園に配置する方向で努力する必要があると考えます。(平成23年度より1人増員計2名配置)
さらに、障害児保育事業補助金については、平成10年度から中区3保育所(園)への単価が変わっておりません。公立保育所では特児対応職員は、7時間45分/日、20日以上職員を採用しております。公私の公平性を勘案し、補助金と保育単価を含めて、公立保育所と同様の体制が確保できるように改定を行なう必要があると考えます。(障害児保育事業補助金については平成23年度より改定済み。)

4 地域の実態や幼保一元化の流れを考慮した中区の諸施設の適正配置について 《現状及び検討内容》

本町の就学前教育・保育を取り巻く状況

本町の就学前教育・保育は、合併前の3町時代にそれぞれの町により取組が大きく異なる中で進められてきました。

中区においては、昭和23年に四恩保育所、昭和27年にあさか保育園、昭和28年にみどり保育所が民間の手で相次いで開設されました。幼稚園は、昭和32年頃、当時の中町が小学校2校に併設する形で設立しましたが、昭和49年に統一し1園(中町幼稚園)となりました。

加美区においては、昭和32年頃に当時の加美町が幼稚園を小学校に併設する形で設立しました。また、昭和45年にわかば保育所を設立し、受け入れ児童の増加とともに昭和57年以降2箇所(みなみ保育所、きた保育所)に分けられました。

八千代区においては、昭和32年頃当時の八千代町が各小学校区に保育所(北保育所、南保育所、西保育所)をつくりました。また、昭和53年、幼稚園(八千代幼稚園)を設立しました。平成12年にはすべての施設を統合した幼保一体化施設キッズランドやちよを設立し現在に至っています。

平成23年4月にキッズランドかみが開園したことで、加美区及び八千代区では公立幼保一体化施設がそれぞれ1施設、中区では公立幼稚園が1施設と私立保育所が3施設となりました。中区においては、4歳までは保育所へ、5歳ではほぼ全員が幼稚園に通っています。保育に欠ける児童は、幼稚園の預かり保育を利用しています。加美区八千代区においては、5歳までは保護者の就労の形態にかかわらず、すべてキッズランドに通っています。

本町における乳幼児数は、平成7年度の303人(中区:132人)から平成22年度には127人(中区:71人)まで減少しており、今後さらに減少することが予想されます。このように、少子化の影響により、中区においても諸施設の配置について見直しの必要があります。

中区において公立及び私立の4園があることのメリットとしては、居住地近くの施設を中心に選択肢が多いこと、児童一人一人に目が行き届きやすく、きめ細やかな指導がしやすいこと、4園がそれぞれ切磋琢磨し合うことで、質の向上に寄与できることなどがあげられます。

デメリットとしては、町内各区で就学前教育・保育のサービスが異なること、財政的に非

効率であることなどがあげられます。

施設の適正配置については、少子化の進行をふまえて避けては通れない問題であると考え、検討課題としました。

《検討結果》

これまで、多可町ではキッズランドやちよに続き、キッズランドかみを設置してきました。町内三区の公平性を考えたとき、加美区・八千代区と同様に、中区にも3歳から5歳の幼稚園と、0歳から就学前までの保育所を設置することが最も望ましい形態です。それを実現させようという場合は、私立保育所でも保育に欠ける・欠けないに拘わらず0歳から就学前までの教育・保育を行うこと、つまり認定こども園化が第一に望まれます。その際、各園に5歳児保育の環境を整え、認定こども園に移行するために財政的支援を講じる必要があります。その上で、便宜的に行なわれていた中町幼稚園預かり保育を廃止します。

また、多可町全体における少子化の進行から、今後は私立保育所の経営が成り立たなくなる状況が出てくると考えられます。その場合は、町として私立保育所に対する援助を検討すべきです。さらに少子化が進行し、4園体制が維持できない場合には中町幼稚園の閉園を模索すべきであると考えます。

ただ、アンケートによる住民の意見からは、中町幼稚園の存続を含めた現状維持を求めるものが多数みられました。従って、町としては新たな施策の実施に当たっては説明責任を果たし、保護者及び住民の合意を得ながら進める必要があります。

いずれの場合にしても、町としては産業の振興・町財政の安定化を踏まえた上で、これまで以上に少子化対策を講じることが求められます。現在の国の政策の動向を見据えて、町としてのよりよい教育・保育の実現に向けて政策決定をされることを望みます。

參考資料

諮問書

多教こ第765号

平成22年5月19日

多可町就学前教育・保育検討委員会 様

多可町教育長

多可町における就学前教育・保育のあり方について（諮問）

多可町における就学前教育・保育のあり方について、多可町就学前教育・保育検討委員会設置要綱第1条に基づき、貴委員会の意見を求めたく、別紙理由書を添えてここに諮問いたします。

別紙

諮問理由

全国的な傾向として、少子化の流れの中で、就学前の子どもの数は年々減少しています。また、核家族化の進展や女性の社会進出など子どもを取り巻く環境の変化により、今後の就学・保育のありかたを見直す機運が全国各地で高まりつつあります。就学前の子どもが利用する施設は、保護者の就労の有無で幼稚園か保育所のいずれかに限定され、子育てについての不安や負担を感じている保護者の支援が十分ではないという指摘があります。このようなニーズに応えるための新たな選択肢として、幼稚園と保育園の機能を一体的に提供する「認定子ども園制度」が平成 18 年 10 月から本格実施されています。

多可町では、平成 17 年 11 月に旧中町、旧加美町、旧八千代町の 3 町合併があり、平成 19 年 3 月には、それぞれの町で独自に進められていた町づくりの方針を一つにしようと、町づくりの羅針盤である「多可町総合計画」を定めました。その中に、多可町の気になるところとして、「若者や子どもが減って、高齢者が増えています」と記載され、住民が望んでいることとして、「子育てしやすく、子どもたちが明るく育つまちづくり」と記載されています。また、多可町にかかわる社会の潮流として、「人口減少時代の到来と少子高齢化の急速な進行」が挙げられています。昨年度の調査では、平成 17 年時点に町全体で 1388 人であった児童数が、10 年後の平成 27 年には約 500 人減って 888 人となり、平成 17 年時点で 813 人であった就園児童も 10 年後の平成 27 年には、200 人以上減って 591 人となることが予測されています。

一方、町の財政状況は、国の行財政改革による補助金の削減や地方交付税制度の見直し等の影響や世界的な金融危機に端を発した経済危機や円高不況等の影響による税収の落ち込みなどにより厳しい状況にあります。このため財政規模の縮小に対応した効率的で効果的な行財政運営が求められています。先にあげた「多可町総合計画」でも、多可町にかかわる社会の潮流として「行財政改革の要請」を挙げられています。

このような中、平成 22 年 3 月には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の形成を図ることを目的に、国や県の指針や町の現状を踏まえ、「多可町次世代育成支援対策行動計画」を定めました。この計画の中には、「幼児教育検討委員会を設置し、保育所・幼稚園の幼保一元化・認定子ども園化および運営のあり方を検討すること」を盛り込んでいます。

以上のことから、これからの多可町における就学前教育・保育のあり方について検討する必要があります。

答申書

平成 23 年 8 月 17 日

多可町教育長 岸原 章 様

多可町就学前教育・保育検討委員会
委員長 鈴木 正敏

多可町就学前教育・保育のあり方への提言について（答申）

多可町就学前教育・保育検討委員会設置要綱に基づき、平成 22 年 5 月 19 日に教育長から多可町就学前教育・保育のあり方への提言について諮問を受けました。

検討委員会で、総合的な立場から、慎重に検討を重ねてきました結果、「多可町就学前教育・保育のあり方への提言」のとおり意見を集約しました。

この提言を基本に、地域の特性を活かし、就学前におけるめざす子ども像「豊かな心を持ち、多可町の自然にふれ、ひとり、主体的に遊ぶ子ども」が実現することを切望し、答申いたします。

多可町就学前教育・保育検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 多可町における就学前教育・保育のあり方について、総合的な立場から多可町教育長に対して、提言をするため、多可町就学前教育・保育検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は前条の目的を達成するため、次の事務を所掌する。

- （1）就学前教育・保育のあり方について
- （2）就学前教育・保育の充実に向けた調査研究に関する事
- （3）その他、教育長が必要と認めるもの

（組織）

第3条 検討委員会は、次に掲げる者のうちから、委員13人以内をもって組織し、教育長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）保護者代表
- （3）学校園の代表
- （4）保育関連施設代表
- （5）行政の代表

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、原則として提言までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故にあるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員長は、必要に応じて、検討委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議の会議録は、検討委員会の承認を得て公開するものとする。

（報告）

第7条 検討委員会の経過及び結果について、教育長に報告する。

（庶務）

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会こども未来課が行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営については委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

多可町就学前教育・保育のあり方への提言策定の経緯

平成22年 5月19日	第1回検討委員会 多可町就学前教育・保育のあり方について諮問
6月30日	第2回検討委員会
7月22日	第3回検討委員会
8月23日	第4回検討委員会
9月13日	第5回検討委員会
10月 4日	第6回検討委員会
10月 6日	(仮称)キッズランドかみ説明会
11月13日	幼稚園・保育所入所説明会 保育サービスに関することを説明
11月30日	第7回検討委員会
平成23年 1月18日	第8回検討委員会
2月24日	第9回検討委員会
4月18日	第10回検討委員会
4月22日～5月15日	中区の保育所・幼稚園の今後の在り方(利用意向)に関するアンケート、多可町就学前教育・保育施設利用者満足度調査
5月24日	第11回検討委員会
7月 5日	第12回検討委員会
8月 2日	第13回検討委員会
8月17日	第14回検討委員会
8月17日	多可町就学前教育・保育のあり方について答申

多可町就学前教育・保育検討委員会委員名簿

区分	氏名	備考
1号委員	鈴木 正敏	兵庫教育大学准教授
	青山 眞澄	元キッズランド幼稚園長
2号委員	上郡 光枝	加美区保護者代表（きた保育所保護者会副会長）
	有田 吉徳	中区保護者代表（中町幼稚園PTA会長）
	平位 剛史	八千代区保護者代表（キッズランドやちよさくら会会長）
3号委員	安平 富彦	小学校長代表（多可町小中学校長会代表：松井小学校幼稚園長）
	清水谷善道	私立保育所代表（多可町保育協会会長：あさか保育園長）
	西田 葉子	公立保育所代表（キッズランドかみ所長） 前きた保育所所長(平成23年3月31日まで)
	仲田あつ子	幼稚園代表（八千代幼稚園長）
4号委員	岡本 美紀	子育てふれあいセンター代表
	吉田 俊男	児童館代表
5号委員	萬浪 佳隆	教育総務課長 平成23年3月31日まで
	原 寛	教育総務課長 平成23年4月1日から
	越川 昌信	こども未来課長

